

横浜市行政不服審査会答申  
(第40号)

平成30年7月5日

横浜市行政不服審査会

## 1 審査会の結論

審査請求人3名がそれぞれ提起した「平成29年度固定資産税等納期限変更処分」に係る審査請求はいずれも棄却すべきであるとの審査庁の判断は妥当とはいえず、当該処分はいずれも取り消されるべきである。

## 2 事案の概要

審査請求人A、審査請求人B及び審査請求人C（以下「審査請求人ら」という。）は、土地（横浜市中区A町）及び建物（横浜市中区A町 家屋番号B）（以下両者をあわせて「本件不動産」という。）に係る平成29年度の固定資産税・都市計画税（以下「本件固定資産税等」という。）について、平成29年4月3日、中区長（以下「処分庁」という。）より、それぞれ納税通知書の送付を受け（以下「本件各賦課決定処分」という。）、同月21日、納期限を同月28日とする納期限変更処分（以下「本件各処分」という。）をそれぞれ受けた。

審査請求人らは、自らは本件不動産の相続について相続放棄をしており本件不動産に係る固定資産税等の納税義務者ではないとして本件各処分の取消しを求めて、それぞれ審査請求を行った。

## 3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が、審査請求書において主張している本件各処分に対する主張は、次のように要約される。

審査請求人らは、平成28年4月の中区税務課からの通知によって本件不動産の所有権を有していた審査請求人らの父方の祖父（以下「本件被相続人」という。）の死亡の事実及びそれによって自らに相続が開始された事実を知った。

審査請求人らは、それから3か月以内の平成28年6月15日に神戸家庭裁判所尼崎支部に対して相続放棄の手続（以下「本件相続放棄」という。）を行っており、審査請求人らは本件不動産の共有持分を相続していない。

したがって、審査請求人らは、本件不動産の固定資産税等の納税義務者ではなく、本件各処分は取り消されるべきである。

## 4 処分庁の主張の要旨

処分庁が、弁明書及び再弁明書において主張している本件各処分に対する

主張は、次のように要約される。

- (1) 本件においては、本件不動産にかかる本件固定資産税等について納期限においてその全額を徴収することができないと認められる事情が存在し、かつ、審査請求人らの財産である本件不動産につき中区長及び横浜中税務署長による滞納処分の差押えが実施されている。

したがって、本件各処分は、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 13 条の 2 第 1 項第 1 号の要件を満たし、同条第 3 項に基づき、平成 29 年 4 月 21 日付「納期限変更通知書」をもって繰上徴収の実施について審査請求人らに通知されているから、本件各処分は納期限変更処分として適法である。

- (2) 審査請求人らは、本件被相続人の国籍地である大韓民国の民法（1958 年法律第 471 号。以下「韓国民法」という。）の規定により、本件被相続人の法定相続人であるところ、遅くとも平成 26 年 8 月 27 日には本件被相続人について相続が開始されたことを知ったから、本件相続放棄は、熟慮期間を徒過したものとして無効である。

したがって、審査請求人らは、本件不動産にかかる本件被相続人の所有権を他の法定相続人と共同で相続していると認められるから、本件各賦課決定処分及び本件各処分に何ら瑕疵はない。

## 5 審査庁の裁決についての判断及び理由の要旨

### (1) 判断

本件各処分は、適法かつ妥当である。

### (2) 理由の要旨

審査庁は、判断理由を審理員意見書の「6 判断の理由」の記載のとおりとしており、その要旨は次のとおりである。

#### ア 納期限変更処分について

法第 13 条の 2 第 1 項柱書は、「地方団体の長は、次の各号のいずれかに該当するときは、既に納付又は納入の義務の確定した地方団体の徴収金（中略）でその納期限においてその全額を徴収することができないと認められるものに限り、その納期限前においても、その繰上徴収をすることができる。」と定め、同項第 1 号は、「納税者又は特別徴収義務者の財産につき滞納処分（中略）が開始されたとき」と定める。

本件においては、審査請求人らが共有持分を有する本件不動産について、平成29年2月3日以降、処分庁ないし横浜中税務署長の滞納処分の差押えが行われており、上記法第13条の2第1項第1号の事由があると認められる。

また、本件においては、本件審査請求の理由からも明らかなおり、審査請求人らが本件不動産の所有の意思を示しておらず、既に本件不動産に係る平成28年度の固定資産税及び都市計画税を滞納しているといった事情が認められる。

そうした本件の事情に鑑みれば、本件固定資産税等について、その納期限までに審査請求人らがこれを任意に支払うことを期待するのは困難であると認められる。

したがって、本件においては、上記法第13条の2第1項柱書の要件であるところの「その納期限においてその全額を徴収することができないと認められるもの」との要件も満たすと認められる。

よって、本件各処分は、法第13条の2第1項の実体要件を満たす。

そして、本件各処分は、同条第3項に基づき、平成29年4月21日付「納期限変更通知書」をもって審査請求人らに通知されているから、当該手続要件の履践についても何ら瑕疵はない。

以上から、本件各処分は法第13条の2に基づく納期限変更処分（繰上処分）として適法である。

イ 先行処分たる本件各賦課決定処分が無効であるか否かについて

(ア) 争いのない事実と本件の争点

平成22年10月10日、本件不動産について所有権を有していた本件被相続人の相続が開始されたこと、当該相続について韓国民法が適用され、本件被相続人の子であるところの第一順位の直系卑属の全員（審査請求人らの父親を含む。）が相続放棄をしたために、韓国民法の規定によって更にその直系卑属である孫ら（審査請求人ら）が法定相続人となったことには争いが無い。

もっとも、審査請求人らは、平成28年4月に中区税務課からの通知書によって本件被相続人死亡の事実及びそれによって自らに相続が開始された事実を知ったから、本件相続放棄が有効であると主張し、したがって、審査請求人らは、本件不動産についての所有権を本件被相

続人（祖父）から相続してないから、それを見落とした本件各賦課決定処分には重大明白な瑕疵があって無効であると主張しているものと思料される。

(イ) 競売開始決定正本の受領と相続開始の事実の関係

処分庁から提出された証拠によると、平成 26 年 8 月 27 日、審査請求人らの曾祖父名義の不動産(以下「西宮の物件」という。)の競売手続において、当該事件の競売開始決定正本が当時の審査請求人らの自宅に送達されており、これを審査請求人らの母が受け取っていることがわかる。

そして、当該競売開始決定正本の当事者目録には、審査請求人らと並んで本件被相続人の兄弟が記載されているが、そこには本件被相続人並びに本件被相続人の子どもである審査請求人らの父及び父の兄弟の記載はない。当該競売開始決定正本の物件目録において記載されている当該不動産の共有者の記載も上記当事者の記載と同様となっている。

ところで、韓国民法上、代襲相続が発生するのは、被相続人より先に第一順位の直系卑属が死亡（又は欠格）している場合か、第一順位の直系卑属の全員が相続放棄をした場合のみである（韓国民法第 1001 条及び韓国大法院 1995 年 9 月 26 日宣告 95 タ 27769 判決）。

そうすると、上記開始決定正本の当事者目録ないし物件目録のような記載となるのは、当該競売開始決定正本が送達された平成 26 年の時点で本件被相続人が死亡しており、かつ、審査請求人らの父及びその兄弟が相続放棄をした場合か、本件被相続人が死亡し、審査請求人らの父及びその兄弟が全員死亡している場合となる。

したがって、いずれにしても、審査請求人らが、上記競売開始決定正本を受け取り、その内容を把握した時点で、本件被相続人は死亡しており、本件被相続人の子どもである審査請求人の父及びその兄弟が死亡したか、若しくは相続放棄をしたのかどちらかにより、自らが本件被相続人の相続人となった事実を知ったと評価すべきである。

(ウ) 競売開始決定正本の受取人が母であることについて

この点、審査請求人らは、上記競売開始決定正本の受取人は審査請求人らの母であり、自らはその内容を了知しておらず、したがって、

相続放棄の熟慮期間も当該受取時点から起算するものではないと主張するようである。

しかし、まず、審査請求人Cについては、当該時点で未成年者（18歳）であったところ、韓国民法第1020条により、未成年者の親権者又は後見人が相続の開始があったことを知った日から当該未成年者の相続放棄の熟慮期間が起算すると定められているから、審査請求人Cの認識にかかわらず、その親権者であるところの審査請求人Cの母が上記競売開始決定正本を受け取った時点で相続放棄の熟慮期間が進行し始めたといわざるを得ない。

次に、審査請求人A及び審査請求人Bについて考えるに、通常、本件の競売開始決定正本の送達のような裁判所からの特別送達によって受け取る書類については、特段の事情のない限り、当該送達の対象者の支配領域に入った段階で当該内容を対象者が了知したとみるべき（昭和27年11月20日最高裁判所判決・昭和26（オ）392号）である。

本件においては、当該競売開始決定正本が審査請求人A及び審査請求人Bの住所地に送達され、これを同居する同人らの母が受け取っていることからして、当該時点において当該競売開始決定正本は同人らの支配領域に入ったとみるべきであり、その他特段の事情があるとは認められない本件においては、当該時点をもって同人らが当該競売開始決定正本の内容を了知したとみるべきである。

したがって、審査請求人A及び審査請求人Bについても、審査請求人らの母が上記競売開始決定正本を受け取った時点で相続放棄の熟慮期間が進行し始めたと認められる。なお、念のため付言すると、相続放棄申述受理通知は、家庭裁判所が相続放棄の申述を受け付けたという事実を証明するものであって、それが発行されたことをもって相続放棄の効果が生ずることが確定するものではなく、相続放棄の効果が生ずるか否かはこれとは別に当該相続放棄の申述が法律上の要件を充足しているか否かで判断されるものである。

#### (エ) 小括

以上のとおりであるから、本件においては、本件被相続人の相続に関して審査請求人らがした本件相続放棄は熟慮期間を徒過したものとして無効であると認められるから、それを前提として審査請求人らに

課税をした本件各賦課決定処分に瑕疵はなく、当該処分が無効とは認められない。

よって、本件各処分は、納期限変更処分の要件を満たし、先行処分たる本件各賦課決定処分も有効であるから、取り消されるべきではない。

## 6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、次のとおりである。

### (1) 相続放棄の有効性について

審査庁は、審査請求人らが西宮の物件に係る競売開始決定正本を受け取り、その内容を把握した時点で、本件被相続人は死亡しており、自らが本件被相続人の相続人となった事実を知ったと評価すべきであるとしている。また、当該競売開始決定正本の受取人が母であることにつき、当時未成年者であった審査請求人については、親権者である母が受領した時点、当時成年者であった審査請求人については、同居の母が受け取ったことによりその支配圏内に入った時点で、相続放棄の熟慮期間が進行し始めたとしている（なお、実際の受取人は同居人であるが、同居人が受け取ったことにより、審査請求人及びその母も了知したものと推認される。）。

したがって、本件相続放棄は、熟慮期間を徒過したものとして無効であるから、本件各賦課決定処分は有効であるとしている。

しかし、審査庁の上記の考え方については、以下に述べるとおり採用することはできない。

まず、西宮の物件に係る競売開始決定正本には、債務者は祖父の兄弟が代表清算人となっている法人となっており、審査請求人らの祖父の名前の記載はなかったため、審査請求人らが本件被相続人の死亡を直接認識することはできない。また、審査請求人らの両親が平成13年に離婚し、その後は母が審査請求人らを養育していたこと、平成18年頃からは父からの養育費の支払いもなされず、父と連絡を取っていなかったことから、父方の親族の死亡等の状況について把握していなかったとする審査請求人らの主張が不合理であるとは認められない。

次に、韓国民法によれば、被相続人の子が相続放棄をした場合、その全員が放棄した場合にのみ、孫が代襲相続をすることとなっているが（韓国

大法院 1995 年 9 月 26 日宣告 95 タ 27769 判決)、本件では審査請求人らの父及びその兄弟が本件被相続人について相続放棄をしているため、孫である審査請求人らが本件被相続人である祖父の推定相続人となっている。すなわち、審査請求人らが相続開始の原因を知ったというためには、父の兄弟 2 名も相続放棄をしたことを知っている必要があるが、父方の親族と疎遠になっていた審査請求人らが、これらの事実を認識することは困難である。この点でも、審査請求人らは、相続開始の事実を知ったとみることはできない。

なお、韓国民法では、相続人が制限能力者である場合には、熟慮期間は、その親権者又は後見人が、相続が開始したことを知ったときから起算するとされている。本件においては、審査請求人らのうち 1 人が当時未成年であり、同居人が競売開始決定正本を受領したことにより、当該未成年者の親権者である母も競売開始決定正本の内容を了知したものと推認される。

しかし、母も、当時成年者の審査請求人らと同様、競売開始決定正本の記載から、子が相続人となることを認識したとは言えない。

したがって、審査請求人らは、中区税務課から平成 28 年 3 月 18 日付け『現に所有する者』の申告について」と題する通知を受け取るまで、本件被相続人に係る相続につき開始原因を知ったということとはできない。

よって、その日から 3 か月以内になされた本件相続放棄は有効である。

## (2) 本件各賦課決定処分 of 効力について

本件相続放棄が有効であるとする、審査請求人らは、相続開始の最初の時から相続人ではなかったことになり(韓国民法第 1042 条)、本件不動産について所有権を有しない。固定資産税及び都市計画税は、土地及び家屋の所有者に対して課税することとされていることから、所有者でない者に対してなされた本件各賦課決定処分は無効である。

## (3) 本件各処分について

以上のとおり、審査請求人らは本件不動産の所有者ではなく本件固定資産税等の納税義務者ではないから、審査請求人らに対してなされた本件各処分的前提となる本件各賦課決定処分は無効である。

租税徴収処分は、有効な租税確定処分を前提とするから、確定処分が無効な場合は、それに基づく徴収処分も無効となる(「租税法」金子宏著)とされている。本件各処分は租税を繰上徴収するために納期限を変更するこ

とを内容とするものであるところ、本件各処分は、納期限の経過及び督促処分を待つまでもなく徴収処分を早期に行う上で必要な処分としてなされたものである。したがって、上記と同様に、先行する本件各賦課決定処分が無効であれば、後行する本件各処分も無効となる。

(4) 結語

以上のとおり、本件各処分は無効となるが、処分が無効であれば取消しの手続を経なくても当該処分の効力は当然にないものと解される。しかし、外形上行政行為が存在する以上、その効力が生じているとの疑いを生じさせないようにする必要がある。

したがって、無効な行政処分に対する審査請求があった場合には、無効を確認する意味において、当該処分を取り消すべきであると解する。

以上より、本件各処分は、取り消されるべきである。

(5) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(6) 結論

以上のとおりであるから、審査庁の裁決についての判断は妥当とはいえず、よって、結論記載のとおり答申する。

《 参 考 1 》

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
平成 29 年10月23日	・ 審理手続の併合 ・ 審査請求書（副本）送付及び弁明書の提出等依頼
平成 29 年11月13日	・ 弁明書等受理
平成 29 年11月21日	・ 弁明書（副本）送付及び反論書等の提出依頼
平成 29 年12月13日	・ 反論書等の提出依頼（再）
平成 30 年 1 月12日	・ 再弁明書の提出依頼
平成 30 年 2 月 2 日	・ 再弁明書等受理
平成 30 年 2 月 9 日	・ 再弁明書の送付
平成 30 年 3 月 5 日	・ 審理手続の終結
平成 30 年 3 月 9 日	・ 審理員意見書の提出

《 参 考 2 》

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
平成 30 年 3 月14日	・ 審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・ 調査審議
平成 30 年 4 月18日	・ 調査審議
平成 30 年 5 月16日	・ 調査審議
平成 30 年 6 月20日	・ 調査審議
平成 30 年 7 月 5 日	・ 調査審議